

答申第 143 号

平成 15 年 8 月 4 日

神奈川県教育委員会
委員長 相吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 23 日付けで諮問された公立中学校等教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件（諮問第 184 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の市教育委員会から提出された特定の公立中学校及び小学校教員の体罰に係る事故報告書について不服申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 体罰発生場所の教室の学年
- (2) 本件教員に係る情報のうち、担当教科、担当学年及び校務分掌
- (3) 被害児童生徒の保護者の言動及び意見のうち、別表に掲げる部分
- (4) 本件教員の見解のうち、別表に掲げる部分
- (5) 被害児童生徒の見解
- (6) 校長の本件教員に対する評価のうち、別表に掲げる部分

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出された特定の公立中学校及び小学校の教員（以下「本件教員」という。）の体罰に係る事故報告書（以下「本件行政文書」という。）を県教育委員会が平成13年2月13日付けで一部非公開とした処分のうち、次に掲げる部分（本件教員の氏名を除く。）を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 体罰発生場所の教室の学年

イ 本件教員に係る情報のうち、年齢、担当教科、担当学年及び校務分掌

ウ 被害児童生徒の保護者の言動及び意見（以下「保護者の言動等」という。）

エ 本件教員の見解

オ 被害児童生徒の見解

カ 校長の本件教員に対する評価

キ 市教育委員会の見解

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、県教育委員会が本件行政文書には、個

人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、反復継続される同種の事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当するとした本件処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 教員の体罰行為は、学校教育法第11条によって明確に禁止され、県教育委員会もその防止のための対策を講じているが、繰り返されている。体罰事件に係る情報は真のプライバシーを侵害しない限り公開し、県民参加により、ともにその原因を考え、監視していかなければならない。

したがって、事実の一定の客観情報及び事件を構成する基本情報と考えられる、体罰の発生場所並びに本件教員の年齢、担当教科、担当学年及び校務分掌は、特定の個人が識別され得ない情報と考えられるため、公開すべきである。

本件のような場合、当事者は、事件を当然知っているが、そのことは判断材料にはならない。関係者から見て特定できるか否かといった個別の特別な事情を考慮する必要はない。あくまでも公開された文書で個人が特定されるかどうかで判断すべきである。

実施機関は、学年のクラス数によって個人が特定されるかどうかを判断しているようだが、不服申立人はその数を知らず、調査方法も分からない。条例の解釈及び運用の基準では、容易に取得できる情報で特定される場合は非公開とされているが、その範囲を明確にして欲しい。

イ 教員が何をどう認識して話しているか、被害者がどう話しているか、親はどう思っているかを、公開すべきである。

個人の本当のプライバシーは守られなければならないが、墨塗りでは何が書かれているか分からず、都合の良いことだけ教員が言って許されてしまうことのないよう、私どもが監視していかなければいけない。実際、食い違いが公開により明らかになったこともある。

これを非公開にすると、事件を行政ぐるみでかばったり、もみ消そうとしているのではないかという疑念が生じる。

- (ア) 保護者の意見、申入れ等も個人を特定することは不可能であるから、公開すべきである。校長による客観的な事実の聴取という適正手続を経た報告書の内容が、個人の利益を侵すことはないと考える。仮に絶対に公開しないでほしいという保護者の意向がある場合でも、公文書なのだから公開すべきである。

また、何ら校長の職務遂行上の支障情報とはならない。答申第 45 号でも、現行条例第 5 条第 4 号非該当との判断がなされているので公開されるものと考え。過去の答申では、事情聴取は監査の手の内とは認められず、公開しても支障がないとされており、教育関係の事情聴取についても同様に考えるべきである。

- (イ) 教職員の見解（意見）が全部非公開であることは不可解である。これらはすべて事件を構成する基本情報と考えられ、このような加害者の反省の弁等が公開されると、県民にとっては、この報告書の信頼性が高められることになる。

体罰教員は、転勤先でまた体罰を行うという例が多い。町田市の公開事例のように、前任校での校長からの指導までも含めた問答の事情聴取記録を公開して、その教職員の意識を高める必要がある。

情報公開というのは、句読点や何が何行記載されているかだけでも公開すべきである。今のまま非公開とするならば、行政ぐるみで加害者側をかばい、犯罪隠しをしているのではないかとの疑念が生じる。

双方の言い分が公開され、そこから問題を解決する方向に進んで行くべきで、そのための情報公開なのである。

- (ウ) 体罰をなくすためには、体罰を受けて子供が何を思ったか、加害者側が知るべきである。

子供の言い分がきちんと公開され、そこから私どもの取組を進めたいと思っているので、子供のプライバシーを侵害しない情報は、公開してほしい。答申第 65 号でも、生徒の聴取内容、主張等は、今後の学校運営の支障情報ではないと判断されているので、公開されるべき

ものである。

ウ 本件教員に対して校長が行った指導及び評価並びに市教育委員会の見解については、公務の執行に係る情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当するものと考えられるので、公開されなければならない。県民に対し当然のことながら説明責務を負う情報である。

また、行政運営にとって何ら支障とならないことは明らかである。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

県教育委員会は、県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員）が学校教育法第11条で禁止されている体罰を行った場合、服務監督権を有する市町村教育委員会から体罰に関する事故報告書を提出させ、体罰という非違行為を行った教員に対し、任命権者である県教育委員会が当該教員の道義的責任を問い、公務内の規律と秩序を維持するため、懲戒処分等の人事上の措置を検討・実施している。

本件行政文書は、市教育委員会が、本件教員が行った体罰に関する事故報告書を作成し、県教育委員会に提出したものである。

（2）条例第5条第1号該当性について

ア 体罰発生場所の教室の学年及び本件教員に係る情報（年齢、担当教科、担当学年及び校務分掌）

（ア）上記の情報は、本件教員が識別され、若しくは識別され得る情報である。また、本件教員にとって、体罰をしたという情報は、学校教育法で禁止されている非違行為を犯したという他人に知られたくない情報であり、これらを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

（イ）本件教員の特定を防ぐ最大の理由は、被害児童生徒に係る情報を保護するためである。体罰は、学校現場の教師対児童生徒という関係の

中で発生しており、加害教員が特定されると、相手方である被害児童生徒の学年・組やクラブ活動等が学校要覧等により明らかとなるおそれがある。体罰に至るには被害児童生徒の生活態度等が多く関連し、児童生徒が人格形成期にあることを考えると、その情報が公になることを避けなければならないことは明白である。

また、加害教員が特定されると、体罰教師というレッテルが貼られるおそれがあるが、このような事態は、県教育委員会が当該教員の行為に対して適切とした処分等に加え、社会的制裁が加えられることとなる。これは、本人のみならず家族に対する影響も大きい。

このような個人に関する情報について、条例が公にする趣旨を含むものとは考えられない。

さらに、非違行為を行った職員名を公にする慣行又はその予定は県教育委員会にはない。「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（平成13年4月）」によると、職員氏名について旧条例第5条第1項第1号イの規定により原則公開されていたことを踏まえ、私生活への影響等を考慮し、公開が適当でない場合を除き、条例第5条第1号ただし書イにより原則として公開するとされている。しかし、答申第79号では、教員の年齢、担当教科、担当学年・組及び校務分掌について、教育現場における支障に配慮し、旧条例の同号ただし書イに該当しないとされた。

また、前述の被害生徒の個人情報保護という点を考慮すると、当該情報は、行政の責務として県民に提供することが予定されているとはいえず、前記答申の考え方同様、条例第5条第1号ただし書に該当しない。

イ 保護者の言動等並びに本件教員及び被害児童生徒の見解

(ア) 当該情報は、被害児童生徒の保護者の考え、態度や感情、教諭に対する感想、希望等という心情の吐露、本件教員の考え、態度、反省、希望等の心情の吐露、児童生徒の態度に対する評価等及び被害児童生徒の考え、反省等の心情の吐露であり、その内容は当該者にとって、他人に知られたくない個人に関する情報で、公開することにより、個

人の権利利益を害するおそれがある。また、そのような情報が公開されると、被害児童生徒にも影響を及ぼすおそれも考えられる。

したがって、当該情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 当該情報は、慣行として公開されている又はその予定である情報でもない。また、当該情報が公開されると、保護者のみならず、被害児童生徒に対する影響が生ずるおそれもあり、これは、前記ア(イ)と同様である。

したがって、教育現場に支障が生ずるおそれのあるこのような情報を公開することは、行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものとまではいえないと考えられるため、当該情報は、条例第5条第1号ただし書に該当せず、非公開が可能と考えている。

なお、答申第79号では「保護者の意見」が、また、校長が非違行為の実行行為者であった答申第80号では「校長の見解」部分が、非公開可能である旨判断されており、実施機関としても同様に考えている。

ウ 校長の本件教員に対する評価及び市教育委員会の見解

(ア) 当該情報は、校長の本件教員の性格や言動に対する評価並びに市教育委員会の校長及び本件教員の言動に対する評価であり、校長等の処分等にも関係する。その内容は校長等にとって他人に知られたくない情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第5条第1号に該当するというのが従来考え方であるが、答申第79号及び第108号に係る「校長の見解」及び「教員の評価」についての判断を受け、当該情報もこれと同様に、校長や市教育委員会が事故報告書において見解を述べることはその責務あるいは事務執行上の問題であり、校長等の評価に該当する部分を除いては、公開が可能であると考えている。

(イ) 市教育委員会の見解のうち、校長等に対する評価は、校長等の特定に結び付く、又は結び付き得る事項であることにかんがみると、同じ性格を持つ前記アの本件教員に係る情報と同様に考えられるため、当

該部分は、条例第5条第1号ただし書には該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 保護者の言動等

当該情報を公開することにより、保護者の率直な見解等が得られなくなり、今後校長等が行う事情聴取の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

当該事情聴取は、任意に行われるものであり、また、保護者は学校教育の直接の対象者ではないので、教員に対する保護者の評価等が含まれる聴取内容を公開すると、保護者の反発を買い、今後、率直な意見聴取ができなくなるおそれがあると考ええる。

調査の初期段階であれば、被害者側は抗議したい気持ちが大いいかも知れないが、事故報告書では、事実以外に教員や子どもに対する評価が混在している場合があり、発言のすべてを公開するというわけには必ずしもいかない。

イ 校長の本件教員に対する評価及び市教育委員会の見解

本件処分時には、校長、市教育委員会及び県教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当するとして非公開としたが、答申第79号及び第108号を受け、現時点では、当該情報についての事務上の支障はないと考えている。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、市教育委員会から県教育委員会に提出された本件教員の体罰に係る事故報告書である。

(3) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、非公開とされた情報のうち、次に掲げる部分（本件教員の氏名を除く。）であると認められる。

- ア 体罰発生場所の教室の学年
- イ 本件教員に係る情報のうち、年齢、担当教科、担当学年及び校務分掌
- ウ 保護者の言動等
- エ 本件教員の見解
- オ 被害児童生徒の見解
- カ 校長の本件教員に対する評価
- キ 市教育委員会の見解

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

（４）条例第５条第１号該当性について

条例第５条第１号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第５条第１号本文該当性について

（ア）条例第５条第１号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

（イ）また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

- a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれ

があると認められるもの

- b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認めた場合に限って、この点について触れることとする。

- (ウ) 本件教員に係る情報のうちの担当教科、担当学年及び校務分掌並びに校長の本件教員に対する評価のうちの本件教員の校務分掌に係る部分及び本件教員の担当学年が識別できる部分は、学校名、体罰の発生日時が公開されているため、特定の個人である本件教員が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

また、本件教員の年齢及び体罰発生場所の教室の学年は、当該情報のみでは本件教員を識別することができないが、学校名、体罰の発生日時及び担当学年と照合することにより、本件教員が識別され、又は識別され得ると認められる。

したがって、これらの情報は、いずれも同号本文に該当すると判断する。

- (エ) 実施機関は、前記(ウ)に掲げる情報を公開することにより本件教員が識別され、そのことによって被害児童生徒及びその保護者が識別される結果となると説明している。

しかしながら、当該情報から本件教員が識別され得るとしても、本諮問案件においては、このことから被害児童生徒等が識別され得るとまでは認められない。

したがって、当該情報は、被害児童生徒等の個人情報に関する限りでは、同号本文には該当しないと判断する。

- (オ) 保護者の言動等のうち、保護者の行動に対する校長の認識が記載された部分については、これ以外に既に公開されている学校名及び体罰の発生日と照合することにより、校長が識別され、又は識別され得ると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

保護者の言動等のうち、本件教員に対する具体的な評価に係る部分については、本件教員にとって、個人の思想、心身の状況等に関する

情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教員の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、同号本文に該当すると判断する。

その他の部分は、特定の個人が識別され得ない保護者の事実認識や希望又は事実の経過等であり、被害児童生徒の保護者の発言として、通常想定される範囲内のものにとどまるため、同号本文に該当しないと判断する。

(カ) 本件教員の見解は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、同号本文に該当すると判断する。

(キ) 被害児童生徒の見解は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものではない。また、その内容には本件教員に関する評価等は含まれておらず、被害児童生徒の体罰に関する見解等として通常想定される範囲内のものにとどまるため、当該情報を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、同号本文に該当しないと判断する。

(ク) 校長の本件教員に対する評価は、校長が識別され得る情報であるとともに、その内容には、本件教員に対する具体的な評価や本件教員の反省、心情の吐露等が含まれているため、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、本件教員の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、同号本文に該当すると判断する。

(ケ) 市教育委員会の見解は、校長及び本件教員に対する処分に直接関係する具体的な評価であるため、当該情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、校長及び本件教員の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、同号

本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(ア) 前記ア(ウ)(オ)(カ)(ク)及び(ケ)において、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断した情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 保護者の言動等のうち、前記ア(オ)において条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断した部分は、本件教員に対する具体的な評価及び校長の保護者の行動に対する個人的な認識であるため、同号ただし書イには該当しないと判断する。

b 市教育委員会の見解は、本諮問案件においては、校長及び本件教員に対する処分に直接関係する具体的な評価であり、校長等の身分の取扱いに関する情報に当たるため、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 本件教員の年齢は、「公務員の職務の遂行に関する情報」には当たらないことは明らかであるので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

b 教員の体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の

職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。

したがって、次に掲げる情報は、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に当たると認められるので、同号ただし書ウに該当すると判断する。

(a) 体罰発生場所の教室の学年

(b) 本件教員に係る情報のうち、担当教科、担当学年及び校務分掌

(c) 校長の本件教員に対する評価のうち、本件教員の校務分掌に係る部分及び本件教員の担当学年が識別できる部分

c 保護者の言動等は、「公務員の職務の遂行に関する情報」には当たらないことは明らかであるので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

d 本件教員の見解のうち、本件教員の反省、心情の吐露等の部分は、本件教員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

しかし、上記以外の部分は、本件教員の事実経過に関する認識等であり、本件教員の職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

e 校長の本件教員に対する評価（前記 b (c) の部分を除く。）のうち、本件教員に対する具体的な評価や本件教員の反省、心情の吐露等の部分は、本件教員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

しかし、上記以外の部分は、校長の事実経過に関する認識や本件教員に対する一般的な評価、指導内容等であって、前記 3 (2) ウ (ア) において実施機関が校長の責務あるいは事務執行上の問題であるとして、公開することが可能である旨説明しているとおり、同号ただし書ウに該当すると判断する。

f 市教育委員会の見解は、本諮問案件においては、校長及び本件教員に対する処分に直接関係する具体的な評価であり、校長等の身分の取扱いに関する情報に当たるため、校長等の職務遂行の内容に係

る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 校長の本件教員に対する評価及び市教育委員会の見解については、前記3(3)イにおいて実施機関が説明しているとおり、同条第4号に該当しないと判断する。

したがって、以下、実施機関の説明において、なお同号に該当するとされた部分について判断する。

ウ 保護者の言動等については、公開されることにより、今後、保護者の発言が抑制される場合が皆無とは断言できない。しかし、被害児童生徒の保護者に対する聴取は校長等が行ったものであり、学校外の第三者による聴取の場合のように、その内容が新たに学校側に知られることによって発言が抑制されるということはありません。また、その内容には、発言した保護者が識別され得る情報は含まれていないこと及び前記(4)で判断したとおり、本件教員に対する具体的評価等の部分については、公開することは適当でない旨判断していることから、その他の情報を公開することにより、今後さらに保護者の発言が抑制され、今後の同種の事業の実施等が困難になるという蓋然性があるとまでは考えられない。

したがって、当該情報を公開することにより、今後の校長等が行う事情聴取の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないので、同号に該当しないと判断する。

(6) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できると

き」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(4)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

1 特定の中学校教諭の起こした体罰に係る事故報告について（回覧）に添付されている体罰に関する事故報告書

頁	該当項目	該当部分
2	保護者	10 行目最初から 11 行目 10 文字目まで 17 行目 3 文字目から 20 行目 10 文字目まで 33 行目最初から最後まで

頁	該当部分
4	27 行目の非公開部分 28 行目最初から 20 文字目まで 28 行目 29 文字目から最後まで 29 行目の非公開部分 32 行目の非公開部分 37 行目の非公開部分 38 行目 36 文字目から 39 行目 6 文字目まで 39 行目 9 文字目から 31 文字目まで 40 行目 4 文字目から 21 文字目まで 40 行目 24 文字目から 40 行目の非公開部分の最後まで 41 行目 3 文字目から最後まで 42 行目の非公開部分
5	1 行目 24 文字目から 2 行目 5 文字目まで 2 行目 8 文字目から 2 行目の非公開部分の最後まで 4 行目の非公開部分 26 行目、27 行目、29 行目及び 30 行目の非公開部分
6	10 行目 7 文字目から 11 行目 11 文字目まで

2 特定の小学校教諭の起こした体罰に係る事故報告について（回覧）に添付されている体罰に関する事故報告書

頁	該当部分
4	5 行目の非公開部分 24 行目最初から 26 行目 38 文字目まで 41 行目の非公開部分 42 行目最初から 44 行目最後まで 45 行目の 1 文字目 45 行目の 19 文字目から最後まで 46 行目の最初から 53 行目の最後まで

頁	該当部分
5	2 行目の非公開部分の最初から 2 行目 25 文字目まで 3 行目 21 文字目から 5 行目 17 文字目まで 6 行目 13 文字目から 41 文字目まで 12 行目の非公開部分 13 行目の 30 文字目から 14 行目の最後まで 15 行目の非公開部分

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。

句読点及び記号等の表記も一文字として数える。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 26 日	諮問書を受理
4 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 15 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 17 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 14 年 1 月 28 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理 指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 16 日 (第 12 回部会)	審議
8 月 7 日 (第 13 回部会)	審議
9 月 3 日 (第 14 回部会)	審議
10 月 17 日 (第 15 回部会)	審議
12 月 17 日 (第 17 回部会)	審議
平成 15 年 3 月 17 日 (第 20 回部会)	審議
4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議
5 月 6 日 (第 22 回部会)	審議
6 月 3 日 (第 23 回部会)	審議
7 月 15 日 (第 24 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年8月4日現在)(五十音順)